平成２４年（フ）第８４号
大分県中津市字小祝651番地１
債務者　櫻井　勇市
１　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月21日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１６３号
千葉県成田市三里塚御料１番地1361　岩澤アパート御料102号室
破産者　堤　ゆかり
１　決定年月日　平成24年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４５６号
東京都中野区本町２丁目２番13号にったんビル４階
破産者　株式会社アメニティ・スタッフ
１　決定年月日　平成24年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２８５号
北海道江別市東野幌本町21番地の72
破産者　甲斐野悦子
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６８６号
札幌市白石区南郷通12丁目北１番11号、商業登記簿上の本店所在地札幌市北区太平５条１丁目４番８号
破産者　株式会社岩岡自動車工業
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６号
千葉県印西市船尾835番地
破産者　有限会社黒須美術印刷
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第８７号
千葉県成田市並木町137番地１
破産者　黒須　正之
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３０４８号
名古屋市中区丸の内１丁目１番８号
破産者　株式会社フェニックスジャパンコーポレーション
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５８号
名古屋市中区橘１丁目７番23号
破産者　有限会社炉ばた焼だんらん
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９９号
愛知県稲沢市稲島東３丁目64番地
破産者　有限会社ＧＯＯＤ　ＦＡＩＴＨ
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５６４１号
大阪府豊中市穂積２丁目６番７号、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区甲南町１丁目１番41―312号
破産者　有限会社ダイシン
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４号
神戸市兵庫区三川口町１丁目３番４号
破産者　株式会社日の出タクシー
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８６号
奈良県生駒郡平群町西宮３丁目11番１号
破産者　株式会社大功
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４３号
徳島県徳島市八万町下福万128―144、住民票上の住所徳島県徳島市八万町夷山229番地
破産者　天野　康彦
１　決定年月日　平成24年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２号
北海道旭川市常盤通２丁目1970番地86
破産者　有限会社グッドカンパニー
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１９号
北海道上川郡新得町五条南５丁目７番地
破産者　株式会社新井建設
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５号
栃木県那須塩原市西三島３丁目183番地24
破産者　株式会社小池建設
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１４６号
相模原市緑区下九沢274番地25
破産者　有限会社共和アルミ工業
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１７４号
群馬県館林市栄町１番22号
破産者　有限会社三基建設
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６４号
千葉県市川市南行徳１丁目６番12―404号　サンシティ南行徳
破産者　有限会社シンプルプランニング
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
愛媛県松山市北斎院町905番地16
破産者　有限会社竹本設備
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部